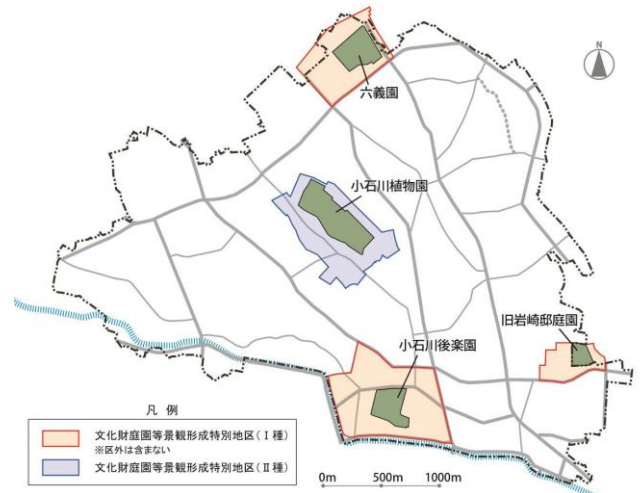


小石川植物園周辺地区における屋外広告物の規制について

1 文京区景観計画における文化財庭園等景観形成特別地区について

文京区景観計画では、景観づくりの目標や基本方針を実現し、文京区らしい魅力的な景観形成を図るために、六義園、小石川後楽園、旧岩崎邸庭園の周辺を「文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）」に指定し、庭園等の内部からの眺望を意識した建築物等の形態・意匠・色彩などについて規制・誘導を行うとともに、東京都屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規制を実施しています。

また、小石川植物園周辺においては、「文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）」に指定し、植物園の内部からの眺望を意識した建築物等の規制・誘導を行っています。



〈文化財庭園等景観形成特別地区の対象範囲〉

2 小石川植物園周辺地区における屋外広告物の規制について

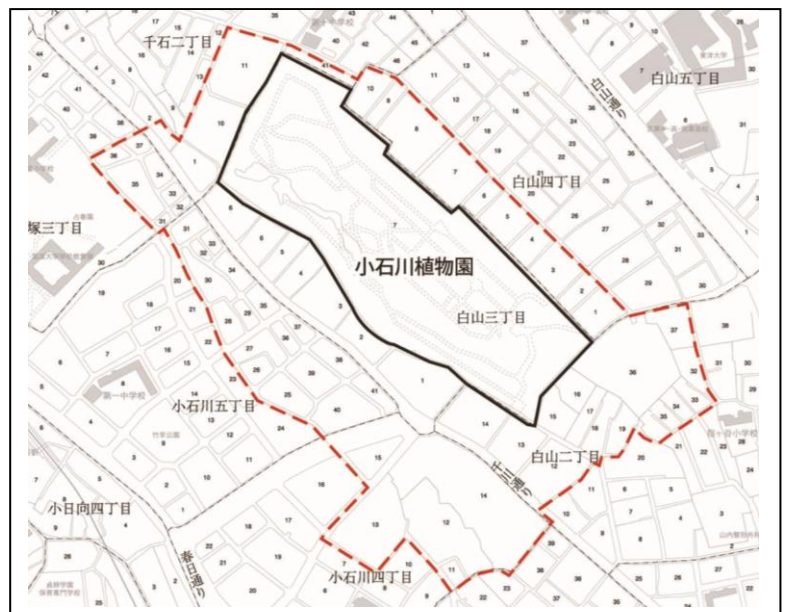
小石川植物園は、日本の代表的な植物園であるとともに、第5代将軍徳川綱吉の幼時の居邸であった白山御殿の庭園に由来する優れた日本庭園も有しています。

小石川植物園は、文京区景観計画策定協議中の平成24年9月に「名勝及び史跡」として国の指定を受けたため、検討等に時間を有する屋外広告物の規制等は、景観計画の改定により対応することとし、建築物等の規制・誘導を先行しました。

小石川植物園からの素晴らしい眺望・景観を保全するために、景観計画を改定し、文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）に指定されている3地区と同様に、小石川植物園周辺地区においても屋外広告物も対象とした景観保全を図ります。

○小石川植物園周辺地区の対象範囲

文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）に指定されている右図の破線で囲まれた範囲を屋外広告物の規制の対象とします。



3 小石川植物園周辺地区における屋外広告物の表示に関する基準（案）

小石川植物園周辺地区（文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種））における屋外広告物の表示に関する基準については、（文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種））と同様とし、東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、以下の基準を定めます。

屋外広告物の表示等の制限

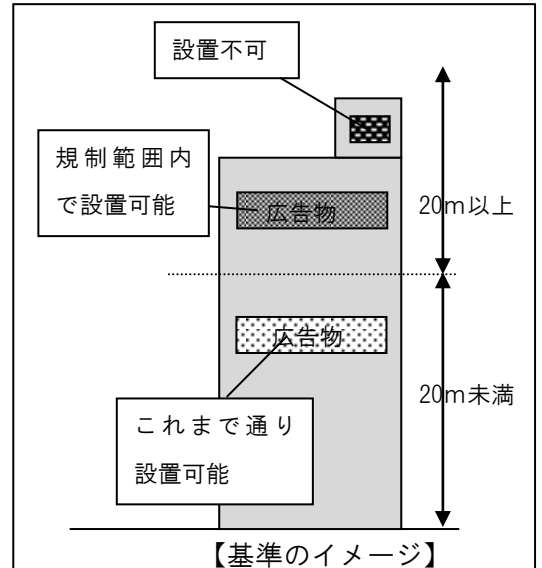
＜表示等を制限する範囲（規制範囲）＞

景観形成特別地区の区域内で、かつ、
地盤面から20m以上の部分を規制範囲とします。

＜規制範囲内で表示できる屋外広告物＞

次の広告物に限り、表示することができます。
ただし、表示等に当たっては、次の表に定める
基準によります。

- ・自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）
- ・公共公益目的の広告物
- ・非営利目的の広告物



※庭園から見えないものは除く

■文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）における基準

区分	表示等の制限に関する事項															
屋上設置の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。															
建物壁面の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。															
広告物の色彩	□建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">【色相】</div> <div style="text-align: center;">【彩度】</div> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">0.1R~10R</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 60%;">5以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>5.1Y~10G</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1BG~10B</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>0.1PB~10RP</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>4以下</td> </tr> </table>	0.1R~10R	→	5以下	0.1YR~5Y	→	6以下	5.1Y~10G	→	4以下	0.1BG~10B	→	3以下	0.1PB~10RP	→	4以下
0.1R~10R	→	5以下														
0.1YR~5Y	→	6以下														
5.1Y~10G	→	4以下														
0.1BG~10B	→	3以下														
0.1PB~10RP	→	4以下														
表示等の制限の例外	□建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。															

4 今後のスケジュール（案）について

9月～町会長等への個別説明後、11月頃に対象地域の住民を対象とした説明会を行います。
その後、意見募集（パブリックコメント）を経て景観計画の変更手続きを実施し、平成27年度より実施する予定です。